

小型船舶を(モーターボート・水上オートバイ等)安全に利用するためのルール

モーターボートや水上オートバイ等の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で次のような遵守事項を定めています。

船舶職員及び小型船舶操縦者法23条の36

危険操縦の禁止

- 遊泳者等の付近で引き波を立てない。
- 遊泳者等の付近で疾走、急旋回、縫航(ジグザク航行)しない。
- 釣り人、非動力船等に近づかない。



酒酔い等操縦の禁止

注意力や判断力が著しく低下し、正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦しない。

- 飲酒
- 病気
- 疲労 など



免許者の自己操縦

免許受有者以外の操縦禁止

- 水上オートバイ(全ての水域)
- ボート(港則法の港内・海上交通安全法の航路内)



ライフジャケットの着用

原則、船室外にいるすべての乗船者は、ライフジャケットを着用しなければならない。



発航前の検査

発航前は、燃料やオイルの量、気象、水路情報、船体の状態などの点検をする。



事故時の人命救助

事故時には、人命救助を最優先に、必要な手段を尽くさなければならない。



見張りの実施

他船の動向や水域の状態等について、常時、適切な見張りを確保しなければならない。



遵守事項に違反すると、違反内容や回数が一定の基準に達したときは行政処分(6ヶ月以内の免許停止)が課されます。 ※詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください (http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000002.html)

その他にも、船舶職員及び小型船舶操縦者法や船舶安全法、県迷惑防止条例等の法令を守らないと、懲役、罰金などが課されることがあります。

- 【例】
- 小型船舶操縦免許証を受けずに小型船舶を操縦した場合…………… 30万円以下の罰金
 - 船舶所有者が操縦免許証を受有していない者に乗船させ操縦させた場合…………… 6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - 船舶検査書又は臨時変更証、船舶検査手帳を船内に備えていない場合…………… 20万円以下の罰金
 - 操縦免許証を携行しないで、小型船舶を操縦した場合…………… 10万円以下の過料
 - 危険操縦をした場合…………… 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

木曽三川下流部において、事故防止・安全利用のために、木曽三川下流部水面利用ルールが策定されています。法令遵守はもちろんのこと、次のようなことにも注意しましょう。

近隣住民に迷惑をかけない

川沿いには人家があります。

- 夜間・早朝に利用しないこと
- 悪質な改造等による騒音の大きい水上オートバイを使用しないこと



漁業者に迷惑をかけない

木曽三川下流部全域で年間を通して、操業されています。

- 漁船や漁場、漁具の近くを航行せず、静かに大きく避航すること



他の利用者に迷惑をかけない

河川、河川敷では、様々な利用があります。

- カヌーやレガッタ等の非動力船の周辺を通行する時は引き波に十分注意すること
- 河川敷での迷惑駐車等、他の利用者に迷惑となるような行為はしないこと（長良川の河川敷の一部では5月～10月にトライアスロンの大会で利用されています）



自己責任において注意して利用しよう

木曽三川下流部特有の危険等があります。

- 長良川河口堰や取水口には近づかないこと
- 水深が浅い場所や水制工、河口部には導流堤があるため注意すること



※木曽三川下流部水面利用ルールの詳細は国土交通省木曽川下流河川事務所のホームページでご紹介しております。
ルールやモラルが守られない場合、将来的に利用できなくなることがあります。

【木曽三川下流部水面利用協議会】

沿川県・市町、公安関係者、漁業者、レジャー関係団体、
遊漁船関係団体、河川管理者・公園管理者等

問い合わせ先



国土交通省 木曽川下流河川事務所 占用調整課

TEL 0594-24-5718

URL <http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/>